

身体障害者を対象とした平成二十年度山梨県職員採用選考試験の実施について  
身体障害者を対象とした平成二十年度山梨県職員採用選考試験を次のとおり実施す  
る。

平成二十年六月二十六日

山梨県人事委員会

委員長 小澤 義彦

この選考試験は、障害者の雇用の促進等に関する法律の趣旨に基づき、障害者の雇用の促進を図ることを目的として行う。

1 試験職種及び採用予定人員等

試験職種	採用予定人員	職務内容
行政	1名程度	県の各機関に勤務し、一般行政事務に従事する。

2 受験資格

(1) 受験できる者

自力による通勤ができ、かつ、介護者なしに職務の遂行が可能な者で、次のすべての要件を満たす者

ア 身体障害者手帳の交付を受け、その障害の程度が1級から4級までの者

イ 昭和54年4月2日から平成3年4月1日までに生まれた者

ウ 山梨県内に住所を有する者（通学、就労等のため一時的に県外に居住している者を含む。）

エ 活字印刷文による出題に対応できる者（活字の大きさは12ポイント）

(2) 次のいずれかに該当する者は、受験できないものとする。

ア 日本国籍を有しない者

イ 地方公務員法第16条に該当する者（以下のいずれかに該当する者）

・成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）

・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

・山梨県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

## 3 試験案内の配布及び受付期間・時間

## (1) 試験案内配布開始日

平成20年7月11日(金)

## (2) 受付期間

## ア 持参及び郵送の場合

- 平成20年8月1日(金)から平成20年8月29日(金)まで(土曜日及び日曜日を除く。)
- 郵送の場合は、平成20年8月29日(金)までの消印のあるものに限り受け付ける。

## イ インターネットによる申込の場合

- 平成20年8月1日(金)から平成20年8月22日(金)まで
- 平成20年8月22日(金)は、午後5時までに受信したものに限り受け付ける。

## (3) 受付時間

- 午前8時30分から午後5時30分まで(インターネットによる申込の場合は、期間中常時受付)

## 4 試験の日時及び場所

区分	日 時	場 所
第1次試験	平成20年9月21日(日) 午前9時~正午 (受付 午前8時40分~午前9時)	山梨県立男女共同参画推進センター 「ぴゅあ総合」 (甲府市朝気一丁目2-2)
第2次試験	平成20年10月3日(金) 午前9時20分~午後4時 (受付 午前9時~午前9時20分)	あけぼの医療福祉センター (韮崎市旭町上条南割3251-1)

5 試験方法

区 分		内 容
第1次試験	教養試験 (試験時間90分)	<p>公務員として必要な一般的知識及び知能について、五肢選択式による高等学校卒業程度の筆記試験を行う。</p> <p>出題数は30題とする。</p> <p>【出題分野】</p> <p>社会科学、人文科学、自然科学、文章理解、判断推理、数的処理、資料解釈</p>
第2次試験	作文 (試験時間60分)	文章による表現力、構成力等について、記述式による試験を行う。
	人物試験Ⅰ	公務員として職務遂行に必要な素質及び適性を有するかどうかについて検査を行う。
	人物試験Ⅱ	表現力、積極性、創造性等について個別面接を行う。
	身体検査	職務遂行上必要な健康度を有するかどうかについて医師による検査を行う。
資格調査		受験資格の有無、申込書記載事項の真否等について調査を行う。

6 合格者の発表日等

(1) 合格発表日

- ア 第1次試験合格者発表 平成20年9月26日(金)
- イ 最終合格者発表 平成20年10月17日(金)

(2) 合格発表の方法等

合格者については、県庁の掲示板に受験番号を掲示するとともに、書面で通知する。ただし、最終結果の通知については、合否にかかわらず第2次試験受験者全員に行う。また、掲示内容は掲示後、山梨県ホームページに掲載する。

## 7 給与

選考試験に合格し採用される者の初任給は、144,500円（平成20年4月1日現在）である。

このほか、通勤手当、住居手当、扶養手当、期末・勤勉手当等が支給要件に応じて支給される。

初任給は、学歴その他採用前の経歴等により一定の基準で加算される。

## 8 その他

- (1) 教養試験の例題及び正答番号並びに作文の課題の出題例は、山梨県ホームページに掲載するとともに、山梨県県民情報センターで閲覧等の用に供するものとする。
- (2) 詳細は、「平成20年度身体障害者を対象とした山梨県職員採用選考試験案内」による。

# 教育委員会

## ● 落札者等の決定について

次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシユで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成二十年六月二十六日

山梨県教育委員会教育長 廣 瀬 孝 嘉

一 落札に係る借入物品等の名称及び数量

山梨県立身延高等学校普通・特別教室棟他仮設校舎の賃貸借 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

山梨県教育庁学校施設課計画整備担当 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号

三 落札者を決定した日

平成二十年六月十一日

四 落札者の氏名及び住所

株式会社内藤ハウス 山梨県韮崎市田野町上円井三三三九番地

五 落札金額

七千八十五万円

六 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

七 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六第一項の規定による公告を行った日

平成二十年五月一日

# 公安委員会

## 山梨県公安委員会規則第四号

山梨県警察の組織等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十年六月二十六日

山梨県公安委員会

委員長 丸 茂 紀 彦

山梨県警察の組織等に関する規則の一部を改正する規則

山梨県警察の組織等に関する規則（昭和四十二年山梨県公安委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第六条第九号中「犯罪被害者対策」を「犯罪被害者支援」に改める。

第六条の三（見出しを含む）、第二十二條第一項及び第二十三條の二第一項中「犯罪被害者対策室」を「犯罪被害者支援室」に改める。

別表第一警務の部中

犯罪被害者対策室	犯罪被害者対策	犯罪被害者対策
----------	---------	---------

を

犯罪被害者支援

被害者支援室	犯罪被害者支援	犯罪被害者支援
--------	---------	---------

に改める。

## 附 則

この規則は、平成二十年七月一日から施行する。

## 山梨県公安委員会告示第八十一号

信号機の設置、車両の通行禁止、制限その他の交通規制（昭和四十九年山梨県公安委員会告示第十六号）の一部を次のとおり改正し、関係道路標識等が設置又は撤去された日から施行することとしたので、山梨県道路交通法施行細則（昭和三十五年山梨県公安委員会規則第七号）第四条の規定により、告示する。

平成二十年六月二十六日

山梨県公安委員会

委員長 丸 茂 紀 彦

別表第三中

四五五	南アルプス林道	中巨摩郡芦安村芦倉一五七〇番地先（村営ロツジ入口）から中巨摩郡芦安村芦倉字野呂川入一六八五番地先（広河原分岐点）まで （二二、六三九メートル）	大型乗用自動車（路線バスを除く）	終 日	小笠原 四二号	四五七・一〇・八
-----	---------	--	------------------	-----	---------	----------

を

四五五	県営林	南アルプス市芦安芦	大型等	終 日	南ア	平成二〇年六月二
-----	-----	-----------	-----	-----	----	----------

道南アルプス線	倉一、五八九番地三先(山の神三差路)から南アルプス市芦安芦倉一、六一六番地一先(夜叉神隧道ゲート)まで(六、五〇〇メートル)	(路線バスを除く)	終日	小笠原	五五・七・一一三〇号	南アルプス 平成二十年六月二日 告示第八一号
---------	--	-----------	----	-----	------------	------------------------

南アルプス林道	中巨摩郡芦安村芦倉字野呂川入一、六八五番地先(広河原分岐点)から中巨摩郡芦安村芦倉字野呂川入一、六八五番地先(北沢峠長野県境)まで(一〇、〇〇〇メートル)	大型、大型特殊自動車(マイクログラムを含む)(但し路線バス指し定車、許可車を除く)	終日	小笠原	五五・七・一一三〇号	南アルプス 平成二十年六月二日 告示第八一号
---------	---	---	----	-----	------------	------------------------

削除				南アルプス	平成二十年六月二日 告示第八一号
----	--	--	--	-------	------------------

市道	中央市布施二、五一四番地先(田富電話交換センター前)から中央市布施二、五二六番地先まで(四七〇メートル)	車両(軽車両を除く)	日曜、休日を除く七時から九時	南甲府	平成二十年五月二九日 告示第六八号
----	--	------------	----------------	-----	-------------------

五メートル					
-------	--	--	--	--	--

市道	中央市布施二、五一四番地先(田富電話交換センター前)から中央市布施二、五二六番地先まで(四七〇メートル)	車両(軽車両を除く)	日曜、休日を除く七時から九時	南甲府	平成二十年五月二九日 告示第六八号
----	--	------------	----------------	-----	-------------------

南アルプス線	南アルプス市芦安芦倉一、六一六番地一先(夜叉神隧道ゲート)から南アルプス市芦安芦倉一、六八五番地先(広河原分岐)まで(一四、五〇〇メートル)	車両(路線バス、指し定するタクシを除く)	終日(六月二日から一月九日まで)	南アルプス	平成二十年六月二日 告示第八一号
--------	--	----------------------	------------------	-------	------------------

南アルプス公園線	南巨摩郡早川町奈良田一、〇五〇番地先(開運隧道ゲート)から南アルプス市芦安芦倉一、六八五番地先(野呂川橋ゲート)まで(一八、〇〇〇メートル)	車両(路線バス、指し定するタクシを除く)	終日(六月二日から一月九日まで)	南アルプス	平成二十年六月二日 告示第八一号
----------	--	----------------------	------------------	-------	------------------

南アルプス林道	中巨摩郡芦安村芦倉字西河東七三四番地森本商店から中巨摩郡芦安村芦倉字野呂川入一、三四、一六	車両	三〇	小笠原	五四・一一二・一九五一号
---------	---	----	----	-----	--------------

別表第十四中

六八五番地北沢峠  
長野県境まで

六四一	県営林道南アルプス線	南アルプス市芦安 芦倉七三四番地先 (森本商店) から 南アルプス市芦安 芦倉一、六一六番 地一先(夜叉神隧 道ゲート東方二〇 メートル)まで の両側	九、七〇〇	車両	三〇	南アルプス 平成二〇 年六月二 六日 告示第八 一号
-----	------------	---	-------	----	----	---

に改める。  
別表第十七中

六二五	南アルプス林道	中巨摩郡芦安村 芦倉字西河原七 三四番地先(森 本商店) から中 巨摩郡芦安村芦 倉字野呂川入一 、六八五番地先 (広河原分岐) まで 道路管理用車 とは 林道の管理に 係る車両(パト ロール車) 林道の維持修 繕に係る車両 工事用車とは 工事を請負つ て工事する車両	二四、一六	車両(道路管理用車、及び工事用車を除く)	終日	小笠原 平八・四 告示 第一九号
-----	---------	--	-------	----------------------	----	---------------------------

直営で道路の  
維持工事をする  
車両  
林業用車とは  
森林の管理に  
係る車両  
林業及び治山  
事業に係る作業  
及び工事関係車  
両

六二五	県営林道南アルプス線	南アルプス市芦 安芦倉七三四番 地先(森本商店 )から南アルプ ス市芦安芦倉一 、六一六番地一 先(夜叉神隧 道ゲート東方二〇 メートル)ま での両側	九、七〇〇	車両	終日	南アルプス 平成二〇 年六月二 六日 告示第八 一号
-----	------------	--	-------	----	----	---

に改める。  
別表第二十五中

一一	南アルプス林道	中巨摩郡芦安村芦倉字御勅 使川入旧三六カ町村入会一 、六八六番地柴平橋西方一 〇〇メートルから中巨摩郡 芦安村芦倉字御勅使川入旧 六三カ町村入会一、六八六 番地栄明橋西方一〇〇メー トルまでの間(夜叉神方面 から芦安村々管ロツジ方面 へ片側)	六〇〇	小笠原	五四・二二・一九 五一号
----	---------	--	-----	-----	-----------------

一	削除		南ア ルブ ス	平成二〇年六月二 六日 告示第八一号
---	----	--	---------------	--------------------------

一四	県道 野呂川 波高島 停車場 線	南巨摩郡早川町奈良田地内 (広河内橋)から南巨摩郡 早川町奈良田地内(開運隧 道南方)まで	三〇 鵜沢	五六・一一・九 五五号
----	------------------------------	--	----------	----------------

一四	削除		南部	平成二〇年六月二 六日 告示第八一号
----	----	--	----	--------------------------

に改める。

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号  
印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番